

第 1 3 回総会議事録

<開催日> 令和 3 年 8 月 5 日 (木曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎 (会議室 A 1 ・ A 2)

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 1 0 号～報告第 1 2 9 号

農地法第 3 条の 3 届出 1 0 件

農地法第 4 条届出 1 件

農地法第 5 条届出 9 件

日程第 3 報告第 1 3 0 号～報告第 1 4 4 号 農地の転用事実等に関する照会 1 5 件

日程第 4 報告第 1 4 5 号～報告第 1 4 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 2 件

日程第 5 議案第 5 9 号～議案第 6 3 号 農地法第 3 条許可申請 5 件

日程第 6 議案第 6 4 号～議案第 8 0 号 農地法第 5 条許可申請 1 7 件

日程第 7 議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更 1 件

日程第 8 議案第 8 2 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について 1 件
(令和 3 年度第 5 次計画分)

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後 3 時 0 0 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第13回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席2番山口進委員と議席11番庄司英実委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第110号から報告第129号、3ページから7ページの農地法第3条の3の届出10件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出9件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第130号から報告第144号、8ページから9ページの農地の転用事実等に関する照会15件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第145号から報告第146号、10ページの農地法第18条第6項等の通知2件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第59号から議案第63号、11ページの農地法第3条の許可申請5案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第59号から議案第63号、農地法第3条許可申請5案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第59号ですが、申請箇所は、3条位置図1の大寺地先の農地になります。
農業経営者資格を取得し、新規に就農するため、農地を探す譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権設定をするものです。
なお、新規就農となる譲受人については、7月16日に地区担当委員などの関係委員による事前審査会を実施し、面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

続いて、議案第60号ですが、申請箇所は、3条位置図2の畔戸地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局	続いて、議案第61号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里谷地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、労力不足により維持管理が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第62号ですが、申請箇所は、3条位置図4の高柳地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、相続財産の処分を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第63号ですが、申請箇所は、3条位置図5の高柳地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、相続財産の処分を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第59号について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	議案第59号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。事務局から説明があったとおり、7月16日に事前審査会を開催し、本件の申請者は新規就農者として認められました。 農業従事日数は年間約300日を予定しており、5,217平方メートルの農地を家族2人で耕作する計画です。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバインを借入する予定です。 申請地は田であり、水稻を作付けする予定で、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第60号について、篠田委員をお願いします。
篠田委員	議案第60号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、13,501平方メートルの農地を申請者1人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地の現況は畑であり、ブルーベリーをポット栽培にて作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 なお、申請者の住所は住民票では市外ですが、現在は市内に在住し、耕作もしております。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第61号について、小川委員をお願いします。
小川委員	議案第61号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、7,635平方メートルの農地を申請者1人で耕作しています。

小川委員	農業機械はトラクター・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑であり、蔬菜を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	続いて、議案第62号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第62号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、37,464.42平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第63号について、地曳昭裕委員お願いします。
地曳昭裕委員	議案第63号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約350日で、72,313平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	議案第59号の新規就農のものについて伺いますが、これは約5,000平方メートルの面積で水稻を行うとのことですが、ご案内のとおり水稻だけで行っていくのは、なかなか厳しい状況ではあると思うのですが、将来にはどのような展望を考えているのでしょうか。
事務局	はい。事前審査会で提出された農業経営実施計画書によると、申請時の計画では、水稻を5,000平方メートル、3年後の計画では、水稻を30,000平方メートル、5年後の計画では、水稻を50,000平方メートル、小麦を10,000平方メートル、大豆を10,000平方メートル、合計

事務局

70,000平方メートルを作付けする計画となっております。

地曳昭裕委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第59号から議案第62号の4案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第59号から議案第62号、農地法第3条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第59号から議案第62号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第63号について、採決いたします。

なお、本案件には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第63号、農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第63号は、許可と決定いたします。

それでは、退席されております■■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第6 議案第64号から議案第80号、12ページから16ページの農地法第5条の許可申請17案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第64号から議案第80号、農地法第5条許可申請の17案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第64号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の江川地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローン確認書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年2月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第65号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中里地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローン事前相談書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第66号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の江川地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、法定外公共物使用許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第67号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の久津間地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、確認したところ抵当権者及び仮登記者が存在していましたが、当人からの同意書が提出されています。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、法定外公共物使用許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第68号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の久津間地先の農地になります。

申請目的は、貸駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお貸付先は、譲受人が代表を務める会社となります。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えないものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われれます。

次に、議案第69号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の中里地先の農地になります。

申請目的は、貸駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお貸付先は、譲受人が代表を務める会社となります。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われれます。

次に、議案第70号及び議案第71号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-7の中島地先の農地になります。

申請目的は、貸駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本案件の貸駐車場は、月極駐車場のような不特定多数を相手とする駐車場となります。また、譲受人である■■■■と■■■■は共同で事業を行うとのことです。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われれます。

次に、議案第72号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の大寺地先の農地になります。

申請目的は、分家住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローン確認書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年1月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第73号ですが、申請箇所は、転用位置図5-9の牛袋地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えないものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、埋め立てに係る事業計画書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第74号ですが、申請箇所は、転用位置図5-10の吾妻地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われます。

次に、議案第75号から議案第77号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-11の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年9月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第78号及び議案第79号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-12の矢那地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われます。

次に、議案第80号ですが、申請箇所は、転用位置図5-13の下内橋地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画となっており、預金通帳の残高により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月末までに

事務局	完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。 最後に、本案件の太陽光事業については、電力小売り事業者と売電契約を結んでおり、買取の確約書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第64号から議案第66号について、地曳昭裕委員をお願いします。
地曳昭裕委員	議案第64号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は宅地枠で集水後に汚水と共に配水管を経て水路へ放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は親族所有のため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は親族所有のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第65号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、整地のみで盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は宅地枠で集水後に汚水と共に北側水路へ接続し放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は親族所有のため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は親族所有のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第66号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はせず、碎石を敷き詰めるため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により

地曳昭裕委員

処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第67号及び議案第68号について、江尻委員お願いします。

江尻委員

議案第67号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、のり面を調整し、崩れない角度にするため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第68号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、耕作への支障はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、駐車場としての利用であり、日照・通風への支障はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案69号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第69号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取し

安藤委員

てまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第70号及び議案第71号について、高橋委員お願いします。

高橋委員

議案第70号及び議案第71号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第72号について、杉山委員お願いします。

杉山委員

議案第72号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、整地のみで盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽から既設集水桝を経由し道路側溝へ接続放流し、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接地は親族所有の農地で、北側は宅地、東側と西側は本管に繋ぐため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接地は親族所有のため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、親族の土地を進入

杉山委員	路として利用するため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第73号について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	議案第73号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をフェンスで囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、資材置場であり、日照・通風への支障はないと思われるため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第74号から議案第77号について、山口進委員をお願いします。
山口進委員	議案第74号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の 営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第75号から議案第77号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。なお、本件の土地は、3件とも3年程前から耕作されず遊休農地になっております。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理した後、

山口進委員	北側水路へ接続放流し、雨水は雨水桝で集水後、北側水路へ放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、ブロック上部をフェンスとする等、日照・通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。なお、本案件の隣の土地は、営農型太陽光であり基本的にほかには農地がないので支障はないと考えられます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第78号及び議案第79号について、竹内委員お願いします。
竹内委員	議案第78号及び議案第79号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第80号について、金子委員お願いします。
金子委員	議案第80号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
山口進委員	はい。
議長	山口進委員、どうぞ。
山口進委員	譲渡人の方で、農業者年金を貰っていた方が、転用をすると年金が貰えなくなるのではないかと心配された方がいるのですが、そのあたりはどうでしょうか。
事務局	はい。譲渡人が農業者年金に加入しており、対象地の転用等を行うと通常年金のほかに貰っている、経営移譲年金分の上乗せ部分が貰えなくなります。なお、今回対象の方が事務局にも直接相談に来ており、こちらから譲渡人に対して説明もしており、納得いただいているところです。
山口進委員	つまり農業者年金は貰えるのですか、貰えないのですか。
事務局	上乗せ部分の経営移譲年金の部分が貰えなくなるのであって、通常農業者年金の部分は貰えます。
山口進委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、議案第64号から議案第80号の17案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、一括採決いたします。 議案第64号から議案第80号、農地法第5条の許可申請17案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第64号から議案第80号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第7 議案第81号、17ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第81号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。 申請箇所は、転用位置図5-14の伊豆島地先の農地になります。 今回の変更は、一時転用の期間延長になります。 当許可は、伊豆島の試走施設の建設工事に伴い、一時的な資材置場及び駐車場として、一時転用を伴う賃借権設定の許可をしたものです。 令和2年5月8日開催の第34回総会で許可相当となり、令和2年6月3日に許可が下りてい

事務局	ます。その後、さらに期間延長の申請が出され、令和2年9月8日開催の第2回総会で許可相当となり、令和2年9月25日に変更承認が下りています。 本申請では、当初計画の本事業区域内の工事は完了したのですが、追加工事として市道拡幅工事が発生し、工事期間の延長が発生したため、引続き当該地を利用したく、一時転用期間の延長を求めるものです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の地曳功一委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地曳功一委員	議案第81号について、調査してまいりましたので、ご説明いたします。 この案件は、これまでどおり資材置場及び駐車場として使用するための期間延長申請とのことで、申請地の周囲に隣接する営農中の農地もなく、周辺農地への影響はないと思います。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第81号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、承認することに賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第81号は、承認するものとして知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第8 議案第82号、18ページから28ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第5次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第82号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第5次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和3年7月19日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。 今回の計画は、計画1から計画25までとなっております。 利用目的は、計画1及び計画2、計画12から計画19、計画22から計画24が水稻を、計画3から計画11、計画20、計画21、計画25が露地野菜を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1、計画3から計画21、計画23及び計画24が賃借権の設定、計画2、計画22及び計画25が使用貸借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画1が5年、計画3が2年、計画4が3年、計画2、計画5から計画25が10年となっております。 計画合計数は、65筆51,097平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番及び計画2番について、小川委員をお願いします。

小川委員	私からは、計画番号1番及び計画番号2番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画3番から計画11番について、杉山委員お願いします。
杉山委員	私からは、計画番号3番から計画番号11番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画12番から計画19番について、篠田委員お願いします。
篠田委員	私からは、計画番号12番から計画番号19番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画20番及び計画21番については、私から説明いたします。
安藤委員	計画番号20番及び計画番号21番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画22番及び計画23番について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

私からは、計画番号22番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号23番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画24番について、林委員お願いします。

林委員

私からは、計画番号24番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画25番について、竹内委員お願いします。

竹内委員

私からは、計画番号25番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

議長

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第5次計画分には、■■■■と■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■と■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第82号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第5次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■と■■■■には、お戻り願います。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第13回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時10分であります。

以上をもって議事の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年8月5日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

山 口 進

庄 司 英 実